第二十六条の十二　第二十三条の十二の規定は、法第十八条第五項において法第十三条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

（装備品等修理改造設計の承認）

第二十六条の十三　第二十六条第三項第一号の承認を申請しようとする者は、装備品等修理改造設計承認申請書（第十三号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

添付書類	提出の時期
一　設計計画書	設計の初期
二　設計書 三　図面目録 四　設計図面 五　部品表 六　仕様書（変更に係る部分に限る。） 七　整備手順書（変更に係る部分に限る。） 八　第三十九条第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（第五項に規定する装備品等修理改造設計に係る設計に限る。） 九　第二号から前号までに掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	検査希望時期まで

3　国土交通大臣は、第二十六条第三項第一号の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について法第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認を行う。

4　前項の検査は、当該装備品等修理改造設計に係る設計について行う。

5　前項の規定にかかわらず、第二十六条第三項第一号の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十二条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした設計については、検査の一部を行わないことができる。

6　第二十六条第三項第一号の承認は、申請者に装備品等修理改造設計承認書（第十四号様式）を交付することによつて行う。

7　装備品等修理改造設計であつて、法第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、第四十条第一項の規定により、法第十条第四項第一号の基準に適合することを確認したものは、第二十六条第三項第一号の規定の適用については、同号の承認を受けたものとみなす。

8　前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　認定事業場の名称及び所在地

三　当該確認をした設計の内容

第二十六条の十二　第二十三条の十二の規定は、法第十七条の二第五項において法第十三条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）